

電子化加算(新設):初診料に3点加算

中医協 平成18年度診療報酬答申内容抜粋(平成18年2月15日現在):診療所において

必要的要件(要件のすべてを満たしていること)

レセプト電算化システムを導入していること。

医療費の内容のわかる領収書を交付していること。

選択的要件(いずれか一つを満たしていること)

電子カルテによる病歴管理を行っていること。

検査、処方、注射等に係るオーダーリングシステムが整備されていること。

インターネットを活用した電子予約を行っていること。

医用画像管理システムによる放射線診断業務を行っていること。

診療情報提供について電子的に行っていること。

レセプトの電算化(電子媒体による請求)、等

電子カルテは要件対応に最適です。

医療情報

電子化元年

レセコンから電子カルテへ!

診療所版 電子カルテシステムの詳細はこちらをクリック



お問い合わせ先

株式会社ビー・エム・エル

医療情報システム営業部:東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3

TEL 03-3350-0392



本画面のデータは架空のものです。

URL:<http://www.bml.co.jp/>